

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和7年8月 18 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2400241 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2500013 号

第 1　結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者の A 社（現在は B 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏名（続柄）　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 32 年生

住　　　　所　：

2　被保険者等の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 3 年生

3　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　昭和19年10月27日から昭和20年4月22日まで

私（請求者）の母親（訂正請求記録の対象者）は、C 校（当時。現在は「D 校」）在籍時、請求期間において、E 市にあった A 社 F 事業所（のちに B 社に社名変更）に学徒動員されていたが、請求期間の年金記録がない。母親の名前は、従来から字体が正しく記されず、別人扱いされていることが危惧されるので、調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録してほしい。

第 3　判断の理由

D 校は、訂正請求記録の対象者に係る C 校の学籍簿において、昭和＊年 4 月 16 日入学、昭和＊年 3 月 30 日卒業、同年 9 月 30 日専攻科修了、通年動員成績として勤務先は A 社（E 市）、勤務期間は不明と確認した旨回答し、また、当該学籍簿の記録からすると、専攻科在籍時においても同校の学生であった旨回答していることから、訂正請求記録の対象者は、期間は特定できないものの勤労働員学徒として A 社の F 事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、労働者年金保険法施行令（昭和 16 年勅令第 1250 号）第 10 条第 3 号及び厚生省告示第 50 号（昭和 19 年 5 月 29 日告示）によると、勤労働員学徒

については労働者年金保険（昭和 19 年 10 月 1 日からは厚生年金保険）の被保険者に該当しない者とされている。

また、B 社は、訂正請求記録の対象者の資料は保存期限経過のため廃棄している旨回答していることから、訂正請求記録の対象者に係る請求期間の勤務実態、厚生年金保険被保険者資格に係る届出、厚生年金保険料の納付及び控除並びに勤労働員学徒の厚生年金保険の加入状況について確認できない上、D 校は、勤労働員学徒に関する資料はなく、勤労働員学徒の厚生年金保険の加入状況は不明である旨回答している。

さらに、請求者から提出された「校舎落成・創立＊周年記念誌 G D校」の「座談会 H 学生の学徒動員 ― C 校の記録―」に記載されている座談会に出席した者の中で、訂正請求記録の対象者と同学年の 3 人及び 1 学年下の 3 人と同姓同名の者を社会保険オンラインシステムで検索したところ、死亡又は本人を特定できないことから、請求期間当時の詳細について確認することができない上、紙台帳検索システムによる氏名検索を行ったが、A 社に係る厚生年金保険被保険者の記録は確認できない。

加えて、社会保険オンラインシステム及び紙台帳検索システムによる訂正請求記録の対象者の氏名及び類似する複数の氏名の検索並びに紙台帳検索システムによる事務所コード＊（I 社会保険事務所又は I 保険出張所。現在は I 年金事務所）の検索を行ったが、訂正請求記録の対象者の記録は確認できない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。